

第2節 適正処理の推進【廃棄物対策課】

1 廃棄物処理法の周知

廃棄物処理法は、近年頻繁に改正され、規制の強化が図られています。

県では、同法の多岐にわたる改正内容の周知や廃棄物の適正処理を推進するため、福井県産業廃棄物協会とともに、講習会の開催等を通じて事業者および処理業者にその周知徹底を図っています。

平成14年度からは、排出事業者を訪問し、廃棄物処理法や産業廃棄物管理票^{*1}（マニフェスト）等の普及啓発を行っています。

表3-1-11 廃棄物処理法の近年の改正状況

平成9年改正	不法投棄に関する罰則の強化や原状回復のための基金の創設など
平成12年改正	排出事業者の責任の強化、産業廃棄物管理票制度の見直し、廃棄物の焼却の規制など
平成13年改正	<ul style="list-style-type: none"> ・1日当たりの処理能力が5tを超える「木くず又はがれき類の破碎機」を処理施設の対象に追加 ・「PCB」をポリ塩化ビフェニルと改め、分解する施設を設置する場合は設置許可が必要となった。など
平成14年改正	委託基準に委託契約関係書類の5年間保存を追加、特別管理産業廃棄物の追加など
平成15年改正	立入り検査等の権限強化、不法投棄未遂罪の創設などの罰則強化、悪質事案についての許可取消の義務化など

2 不法投棄対策の推進

不法投棄対策については、「福井県廃棄物不法投棄等対策要領」（平成3年策定）や「産業廃棄物処理業者等監視指導マニュアル」（平成12年策定）を基に、各健康福祉センターにおいて不法投棄の重点監視地域を定め、休日・夜間も含め年間を通じて監視パトロールを実施しています。

また、県が委嘱している不法投棄等連絡員からの情報提供や不法投棄110番設置による県民からの情報提供など、不法投棄等の未然防止と早期発見に努めています。

この他、福井県産業廃棄物協会が平成8年に設置した「産業廃棄物適正処理監視指導員」や市町村等の各種関係団体と連携した重点監視地域への合同パトロールなども実施しています。

平成15年度には、県警察本部からの出向職員を増員し、廃棄物対策課に監視指導グループを設置したほか、市町村職員を県職員に併任し産業廃棄物に係る立入検査権を付与することにより県と市町村との連携を一層強化し、産業廃棄物の不適正処理に係る監視体制の強化を図っています。

また、福井、坂井、奥越、丹南、二州、若狭の6ブロック別に、各健康福祉センター、土木事務所、市町村、警察署等から組織されている「産業廃棄物不法処理防止連絡協議会」に、各地域の森林組合、内水面漁業協同組合を新たに加え、関係機関連携による監視体制の強化を図っています。

表3-1-12 平成15年中の廃棄物処理法違反の検挙状況

区分	検挙件数	検挙人員
無許可変更	1	2
無許可処理業	3	3
委託基準違反	4	4
不法投棄	7	8
野外焼却	2	2
その他	1	1
計	18	20

（資料：福井県警察本部生活保安課）

不法投棄、野外焼却を見かけたら・・・

【不法投棄110番】
TEL 0776-20-0584

^{*1}産業廃棄物管理票（マニフェスト）：排出事業者は、産業廃棄物の収集運搬または処分を他人に委託する場合には、必要事項を記載した産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付しなければなりません。この産業廃棄物管理票制度とは、産業廃棄物の処理の各工程（収集運搬、中間処理等）ごとに終了の報告を受けていくことで、委託した産業廃棄物が適正に処理されたことを排出事業者が確認する制度であり、排出事業者は最終処分の終了を確認するまで、自らが排出した産業廃棄物についてその処理の責任を負うこととなります。

3 普及啓発事業の実施

廃棄物の不法投棄や野外焼却の未然防止に対する意識を高めるため、12月を「不法投棄等防止啓発月間」と定め、啓発活動等を行っています。

平成15年度は、次の事業を実施しています。

不法投棄等防止標語コンクールの実施

平成15年度標語

『汚すまい 自然も 文化も 住む街も』

不法投棄等防止啓発ポスターの作成

不法投棄等防止啓発月間における新聞、市町村の広報誌への掲載、テレビ、ラジオによる広報の実施

事業所の立入検査、パトロールの集中実施

4 安全で信頼性のある廃棄物処理施設の確保

「福井県産業廃棄物等適正処理指導要綱」において、廃棄物処理施設設置許可の事前審査手続と廃棄物処理法に定める基準よりも厳しい構造・維持管理基準を定め、施設設置許可の事前審査を行っています。

また、「産業廃棄物処理業者等監視指導マニュアル」に基づき、最終処分場等の立入検査回数を増やすなど施設への監視指導を強化しており、今後とも、処理施設の安全性と信頼性を確保し、県民の生活環境の保全を図っていきます。